

様式第5-(イ)-⑫'

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-⑫'）	
令和 年 月 日	
金ケ崎町長 高橋由一 殿	
申請者	
住 所	
氏 名 (会社名)	印
電話番号 ( )	-
売上高等	
(イ) 最近1か月間の売上高等	
$\frac{C-A}{C} \times 100$	指定業種の減少率 %
	全体の減少率 %
A : 申込時点における最近1か月間の売上高等	
	指定業種の売上高等 円
	全体の売上高等 円
B : 令和元年10月から12月の売上高等	
	指定業種の売上高等 円
	全体の売上高等 円
C : 令和元年10月から12月の平均売上高等	
$\frac{B}{3}$	指定業種の売上高等 円
	全体の売上高等 円
(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み	
$\frac{B-(A+D)}{B} \times 100$	指定業種の減少率 % (実績見込み)
	全体の減少率 % (実績見込み)
D : Aの期間後2か月間の見込み売上高等	
	指定業種の売上高等 円
	全体の売上高等 円
金商第 号	
令和 年 月 日	
申請のとおり相違ないことを認定します。	
(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
認定者 金ケ崎町長 高橋由一	

(注1) 本様式は、業歴3か月以上1年1か月未満の場合、あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合で、指定業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

本様式は一つの指定業種に属する業種を営んでいる場合にも使用する。

その場合には、指定業種の売上高等は申請者全体の売上高等を記載する。

(注2) 主たる事業が属する業種（日本標準産業分類の中分類番号と中分類業種名）を記載。

(注3) 「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ・ 本申請書及び別紙計算書は2通の提出が必要です。
- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 町長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

(添付書類) 【法人】履歴事項全部証明書の写し（3カ月以内のもの）

【個人】営業するのに必要な許認可証等の写し又は所得税の確定申告書の写し

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-⑫'）の計算書

令和 年 月 日

金ヶ崎町長 高橋由一 殿

申請者  
住 所  
氏 名 (会社名) 印  
電話番号 ( ) -

(表1) 事業が属する業種毎の最近1年間の売上高

当社の主たる事業が属する業種は \_\_\_\_\_ (※1)

業種 (※2)	最近1年間の売上高	構成比
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
全体の売上高	円	100%

※1 最近1年間の売上高が最大の業種名（主たる業種）を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※2 業種欄には、日本標準産業分類の中分類番号と中分類業種名を記載。

(表2) 最近1か月の売上高【A】 ( 年 月 ~ 年 月 )

指定業種の最近1か月の売上高	円
全体の最近1か月の売上高	円

(表3) 令和元年10月から12月の売上高【B】

指定業種の令和元年10月から12月の売上高	円
全体の令和元年10月から12月の売上高	円

(表4) 令和元年10月から12月の平均売上高【C】

指定業種の令和元年10月から12月の平均売上高 B/3	円
全体の令和元年10月から12月の平均売上高 B/3	円

(1) 指定業種の減少率

$$\frac{【C】 \text{円} - 【A】 \text{円}}{【C】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

(2) 全体の減少率

$$\frac{【C】 \text{円} - 【A】 \text{円}}{【C】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

(表4) Aの期間後2か月間の見込み売上高【D】 ( 年 月 ~ 年 月 )

指定業種のAの期間後2か月間の見込み売上高	円
全体のAの期間後2か月間の見込み売上高	円

(1) 指定業種の減少率

$$\frac{【B】 \text{円} - (【A】 + 【D】) \text{円}}{【B】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

(2) 全体の減少率

$$\frac{【B】 \text{円} - (【A】 + 【D】) \text{円}}{【B】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

(注) 認定申請にあたっては、指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等(例えば、取り扱っている製品・サービスを疎明できる書類、許認可証など)や、上記の売上高が分かる書類等(例えば、試算表や売上台帳など)の提出が必要。

(留意事項)

試算表等の関係書類が整っているにもかかわらず、減少率が達していないなどの理由で、恣意的に遡って期間を設定することはできません。